

一般競争入札公告

沖縄県が発注する高速デジタル印刷機の賃貸借契約について一般競争入札に付するので、次のとおり公告する。

令和5年2月13日

沖縄県知事 玉城 康裕

1 一般競争入札に付する事項

- (1) 件名 高速デジタル印刷機賃貸借契約
- (2) 契約の内容 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 契約期間 令和5年4月1日から令和10年3月31日まで
- (4) 機器設置場所 沖縄県総務部総務私学課印刷室（沖縄県庁地下1階）

2 入札参加資格

本件に係る入札に参加できる者は、次に掲げる要件を全て満たす者で、競争入札参加資格者名簿に登録されている者とする。

- (1) 沖縄本島内に本社（本店）又は支店（営業所等）を有すること。
- (2) 事務用機器類の賃貸借に関して、直近2事業年度以内の契約実績を有していること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき更生手続開始又は民事再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (5) 暴力団排除対策における排除対象者（以下ア～オ）に該当する者でないこと
ア 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
イ 役員等が、自己、自社、若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき
- (6) 県税（事業税及び県民税）に関し滞納がない者であること。

3 競争入札参加資格者名簿登録の方法

- (1) 本件に係る入札に参加するための競争入札参加資格者名簿に登録を希望する者は、次に掲げる書類を持参又は書留郵便により提出すること。
ア 競争入札参加資格登録申請書
イ 法人にあつては、登記事項証明書
ウ 身分証明書（個人の場合に限る。）
エ 申請する日前の直近3年間の事業税及び県民税について滞納がないことを証する証明書
オ 申請書を提出する直近の貸借対照表及び損益計算書
カ 事務用機器類の賃貸借または販売に関し、直近2事業年度以内の契約実績を証する書類
- (2) 申請書類の受付場所
沖縄県総務部総務私学課文書法規班
〒900-8570 那覇市泉崎1丁目2番2号
電話番号 098-866-2074
- (3) 申請書類の受付期間
令和5年2月13日（月曜日）から同年2月24日（金曜日）まで（土曜日及び日曜日を除く。）のそれぞれの日の午前9時から午後5時まで
- (4) 審査結果の通知
令和5年3月6日（月曜日）までに郵便により通知する。
- (5) 登録の有効期間 この公告に基づき資格を取得した日から契約締結日までとする。
- (6) 資格の取消し等

入札参加の資格を有する者が、地方自治法施行令第167条の4の規定に該当するに至った場合においては、当該資格を取り消し、又はその事実があった後、県が定める期間は競争入札に参加させない。なお、入札参加資格を取り消したときは、当該資格者にその旨を通知する。

4 入札参加条件

本件に係る入札に参加する者は、納入しようとする機器が仕様書に示す各項目を満たすことを証明する書類を、令和5年2月24日（金曜日）午後5時までに、3(2)の受付場所に提出すること。

また、提出した書類について説明を求められたときは、これに応じること。

5 入札及び契約の手続において使用する言語並びに通貨

日本語及び日本国通貨

6 契約条項を示す場所及び期間

(1) 場所 沖縄県総務部総務私学課文書法規班

(2) 期間 この公告の日から令和5年2月24日（金曜日）まで（土曜日及び日曜日を除く。）のそれぞれの日の午前9時から午後5時まで

7 入札説明書及び仕様書の交付

(1) 場所 沖縄県総務部総務私学課文書法規班

(2) 期間 この公告の日から令和5年2月24日（金曜日）まで（土曜日及び日曜日を除く。）のそれぞれの日の午前9時から午後5時まで

8 入札説明会 入札説明会は実施しない。

9 入札執行の日時及び場所 令和5年3月7日（火曜日）午前10時開始 沖縄県庁7階第4会議室

10 入札保証金

本件に係る入札に参加しようとする者は、沖縄県財務規則（昭和47年沖縄県規則第12号）第100条の規定により、入札金額の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、入札保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

(1) 保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その証書を提出する場合

(2) 過去2か年の間に国（独立行政法人、公社及び公団を含む。）又は本県若しくは本県以外の地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証明する書面を提出する場合

11 契約に係る特約事項

(1) 本件に係る契約は、令和5年度当初予算が県議会で可決された場合において、令和5年4月1日に確定させる。

(2) 本件に係る契約は、沖縄県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例（平成18年沖縄県条例第56号）第2条第1号の規定による契約であり、契約の締結日の属する年度の翌年度以降において、当該契約に係る県の歳入歳出予算の金額について減額又は削除があった場合は、県は、当該契約を解除する。

12 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(1) 入札参加資格のない者のした入札

(2) 同一人が同一事項についてした2通以上の入札

(3) 2人以上の者から委任を受けた者が行った入札

(4) 入札書の表記金額を訂正した入札

(5) 入札書の表記金額、氏名、印影若しくは重要な文字が誤脱し、又は不明な入札

(6) 入札条件に違反した入札

(7) 連合又はその他不正の行為があった入札

(8) 入札保証金が所定の金額に達しない者のした入札

13 落札者の決定の方法

(1) 有効な入札書を提出した者で、予定価格以内の最低価格の入札をした者を落札者とする。

(2) 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

(3) 再度入札を行っても落札者がいない場合は、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規定に基づき、随意契約ができるものとする。

14 その他

その他詳細については、入札説明書による。